

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号)及び高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編成するため必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第176号)及び高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編成するため必要な事項を定めるものとする。

付 則

付 則

1・2 略

1・2 略

(平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に高等学校に入学する生徒に関する特例)

3 平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間において高等学校の第1学年に入学する生徒(同日前に高等学校に入学し、同一の学年に在学することとなった生徒を含む。)に関する第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。